

第 8 回 第 1 農地部 会議事録

日 時 平成 28 年 8 月 17 日 (水) 午前 10 時 00 分

場 所 津市水道局 2 階 大会議室

出席部会委員
おおた よしまさ さかくら ゆきみつ たむら あきら
2 太田 義政・3 坂倉 行光・4 田村 明
まえかわ ようこ きた よしゆき いしい やすひろ
5 前川 洋子・8 喜多 義幸・9 石井 康宏
よこやま はくお あさお てつや ひらい ひでつぐ
11 横山 帛生・12 浅生 哲也・13 平井 秀次
さの こ さかの だいてつ かわべ ちあき
19 佐野 すま子・21 坂野 大徹・24 川邊 千秋

以上 12 名

欠席委員
おおた やすひろ かわぐち くにじ
1 太田 泰弘・10 川口 邦次

出席部会員外委員
会長 もりやま たかゆき
守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 きた よしゆき
喜多 義幸

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：河本主査 美里：小林担当主幹 安濃：北角担当主幹

芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者
あさお てつや さの こ
12 浅生 哲也 ・ 19 佐野 すま子

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有

- 権移転)
 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長 それでは第8回第1農地部会を開催させていただきます。本日の欠席は、1番 太田委員・10番 川口委員の2名で、出席委員は12名です。それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。12番 浅生委員・19番 佐野委員、よろしくお願ひします。まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。番号1から7で、合計で件数は7件、合計面積は田で9,004㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。2ページ・3ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。番号1から4で、3ページになりますが、合計で件数は4件、合計面積は35,321㎡で、その内訳は田が31,927㎡、畑が3,394㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。4ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。番号1は、駐車場用地、番号2、貸駐車場用地、番号3、駐車場用地、番号4、庭用地、番号5、農業用倉庫用地、番号6、一般個人住宅用地です。以上、件数は6件で、合計面積は1,950㎡、この内訳は田が294㎡、畑が1,656㎡でございます。5ページ・6ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、長屋住宅用地、番号2、資材置場用地、番号3、サービス付高齢者向け住宅用地、番号4、長屋住宅用地、番号5、進入用道路用地、番号6及び番号7、長屋住宅用地、番号8、貸駐車場用地です。

6ページになりますが、番号9は、共同住宅用地、番号10、倉庫用地です。以上、件数は10件で、合計面積は5,149.71㎡、この内訳は田が2,316㎡、畑が2,833.71㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1は、駐車場用地、番号2、太陽光発電施設用地です。

以上、件数は2件、合計面積は、1,626㎡、このうち田が1,011㎡、畑が615㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、田で423㎡でございます。

9ページをお願いします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は494㎡、取得年月日は平成3年1月1日でございます。この案件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区一身田、受人 _____、面積7,143㎡ 渡人 _____、面積324㎡ 申請地 一身田町六ノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積324㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高野尾、受人 _____代表取締役 _____、面積1,504㎡ 渡人 _____、面積27,180㎡ 申請地 高野尾町東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積492㎡外6筆 合計面積8,958㎡。

これにつきましては、渡人は、将来にわたり持続的に農地を活用できる法人に申請地を譲渡するもので、農地所有適格法人である受人は、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 雲林院、受人 _____、面積17,765㎡ 渡人 _____、面積5,153㎡ 申請地 芸濃町雲林院大願寺 _____、台帳地目・現況地とも畑、面積214㎡外5筆 合計面積1,311㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は3件、合計面積は、すべて畑で10,593㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。番号、1番。

田村委員 4番 田村です。1番につきましては、9日に地元推進委員と現地確認を行いました。現況は畑で、耕作されていない状態です。今後、適正に管理されればと思います。事務局の説明どおりです。

議 長 ありがとうございます。番号、2番。

坂倉委員 3番 坂倉です。10日に地元推進委員、赤塚委員、田中委員、長谷川委員で現地確認を行いました。16日に高野尾地区の農業振興協議会の承認もあり、何ら問題はございません。

議 長 ありがとうございます。番号、3番。

石井委員 9番、石井です。3番につきまして、10日に川口委員と地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり何も問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）についてですが、番号1に関しましては、_____委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員の一時退室をお願いしたいと思います。

< 退 室 >

議 長 それでは先に、番号1の説明を事務局お願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 村主、申請者 _____理事 _____、申請地 安濃町前野大領_____
、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 952㎡です。

これにつきましては申請地を育苗ハウス及び農業用機械置場とするものです。農地区分は、農業振興地域内の農業用施設用地です。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
番号1について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号1については、許可をすることに決定いたします。_____委員入室して下さい。

< 入 室 >

議長 それでは、番号2の説明を事務局お願いします。

事務局 番号2、地区香良洲、申請者 _____、申請地 香良洲町山添_____
、帳地目・現況地目とも田、面積416㎡外2筆 合計面積1, 062㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は380.48㎡、不整形地であることから転用面積の35.82%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。番号2の地元委員の意見を伺います。

事務局 地元委員の太田委員さんは本日欠席です。事前に問題ないということでご連絡いただいておりますので、報告させていただきます。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の意見でしたので、番号2について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号2については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権）事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の12ページ・13ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋町北新畑_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積416㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものですが、平成14年6月からこの目的で利用しており、渡人から始末書が提出されておりますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____外3名、申請地 一身田大古曾宮縄手_____、台帳地目・現況地目とも田、面積127㎡外5筆 合計面積3,757㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を都市ガスの圧力調整設備及び遮断設備用地とするものです。農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号3、地区 神戸、受人 _____代表取締役 _____、（転用後の賃借人_____代表取締役 _____）、渡人 _____外6名、申請地 野田林垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積126㎡外8筆 合計面積1,016㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

13ページをお願いします。

番号4、地区 村主、受人 _____、渡人 _____外1名、申請地 安濃町川西八幡前_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積198㎡外1筆 合計面積224㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自営の理髪店の来客用駐車場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されません。

以上、件数は4件、合計面積は、5,413㎡、このうち田が3,913㎡、畑が1,500㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。番号1番。

坂野委員

21番 坂野です。1番につきましては、10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。すでに駐車場として使われておりますが、始末書も出ておりますことから、追認はやむを得ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2番。

田村委員

4番、田村です。2番につきましては、10日に会長、部会長、地元推進委

員と現地確認をいたしました。現況は稲作しておりまして非常にいい田圃で、個人的には、何でここかなという気がします。他に、耕作放棄地が沢山あるにもかかわらず、稲が植わっているような所に持ってこなければならぬのかと、疑問は残りましたが、都市ガスということで公共性もあることから了解しております。

議 長 ありがとうございます。番号3番。

前川委員 5番、前川です。3番につきましては、11日に、境界確認の立会いに出ささしていただいた際に、説明を受けました。10日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり何ら問題ないように思います。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。番号4番。

平井委員 13番、平井です。4番につきましては、10日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり地元推進委員さんも問題ないということでございます。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について、でございます。

それでは番号1から説明させていただきます。

番号1、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 河辺町門脇 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積287㎡です。

これにつきましては、平成28年4月25日に、転用目的は、太陽光発電施設用地で許可をした案件ですが、日照条件等によりパネルの配置計画に変更が生じたことから、許可の取消願いが提出されております。

番号2、地区 棕本、受人 _____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本念佛田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積171㎡外1筆 合計面積977㎡。

これにつきましては、平成28年6月16日に、転用目的 太陽光発電施設用地・使用貸借権の設定ということで、許可をした案件ですが、権利設定に変更が生じたことから、許可の取消願いが提出されております。

以上、件数は2件、合計面積は1,264㎡、このうち田が1,093㎡、畑が171㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

太田委員 2番 太田です。これは事務局の説明どおりで、パネルの配置計画等の見直しで取り消しということで、遊休農地の解消にもつながると期待していましたが、やむを得ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。番号2番。

石井委員 9番 石井です。2番につきまして、担当の川口委員が欠席なので、代わりに私が説明します。この案件は、取消して新たに違う事業者で再申請しようとするものです。次の第5議案でご審議いただきたいと思います。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、取り消すことに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 楡形、借人 _____代表取締役社長 _____ 転用後の借人、_____代表取締役社長 _____、貸人 _____外1名、申請地 殿村鍛冶屋垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 498㎡外1筆、合計面積2, 346㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地をガソリンスタンド用地とするものです。申請地は、第1種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積327㎡外1筆 合計面積545㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、269.37㎡、転用面積の49.4%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 黒田、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町三行高城_____、台帳地目 山林、現況地目 田、面積5,050㎡のうち1,300㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に、20年間の賃貸借権を設定し、

太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は529.75㎡、転用面積の40.75%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、借人 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本念佛田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積171㎡外1筆 合計面積977㎡。

これにつきましては、議案第4号番号2で一旦取消しをさせていただいた案件ですが、借人は、貸人との間に21年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、568㎡、転用面積の58%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、借人 _____代表役員 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林瀧ノ上_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積51㎡外2筆 合計面積196㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の賃貸借権を設定し、申請地を参拝者駐車場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されず。

以上、件数は5件、合計面積は5,364㎡、このうち田が3,152㎡、畑が912㎡その他、これは台帳地目が山林の農地ですが、1,300㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。番号1番。

前川委員 5番 前川です。1番につきまして、10日に会長、部会長、地元推進委員さんと現地確認したところ、事務局の説明どおり、特に問題ないように思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号2番。

坂倉委員 3番 坂倉です。2番につきまして、10日に地元推進委員さんと現地確認いたしました。現況は耕作されておらず、事務局の説明どおり、特に問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号3番は私ですが。事務局の説明どおり特に問題はないと認めます。番号4番お願いします。

石井委員 9番 石井です。4番につきまして、現地確認を行いました。事務局の説明どおり特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号5番。

石井委員 9番 石井です。5番につきまして、10日に川口委員、地元推進委員と現地確認を行いました。この件についても事務局の説明どおり、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。 番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里睦合町大久保_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積193㎡です。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 大里、借人 _____外1名、貸人 _____、申請地 大里睦合町多為_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積199㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借権を設定し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3につきましては先日、取り下げをされております。 番号4、地区 村主、借人 _____、貸人 亡き_____相続人 _____、申請地 安濃町川西西出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積469㎡ 外1筆 合計面積574㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に永年の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅及び進入路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 合計は1件取り下げで、件数は3件です。合計面積は畑、966㎡です。 これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。
坂倉委員	3番、坂倉です。1番につきまして、10日に地元推進委員さんと現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、問題ございません。
議 長	ありがとうございます。番号2番。
坂倉委員	3番、坂倉です。2番は、10日に地元推進委員現地確認いたしました。事務局の説明どおりで、問題ございません。

議長 ありがとうございます。番号3番は事務局からあったように、抹消です。番号4番。

平井委員 13番 平井です。4番につきましては、10日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、何ら問題ございませんので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第7号について、出席委員に関する案件があり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____、_____、_____は、一時退席をお願いします。

<一時退室>

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧くださいと思います。田の賃貸借、使用貸借で

57,444㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9,386㎡、契約件数は31件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,139㎡、契約件数は3件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,103㎡、契約件数は2件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で4,996㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で18,385㎡、契約件数は11件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて94,067㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で9,386㎡、合計契約件数は48件、合計面積は103,453㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は津地区で6件、安濃地区、2件、芸濃地区1件で合計9件、合計面積は35,098㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。問題なしと声が上がりましたので、それでは、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。
みなさん、入室して下さい。

< 入 室 >

議長 以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終わりました。
第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年8月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____